

第55期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項 (交付書面非記載事項)

- 事業報告
 - 主要な営業所
 - 主要な借入先の状況
 - その他企業集団の現況に関する重要な事項
 - 社外役員に関する事項
 - 責任限定契約の内容の概要
 - 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
 - 会計監査人の状況
 - 業務の適正を確保するための体制
- 連結計算書類
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
- 計算書類
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
- 監査報告
 - 連結計算書類に係る会計監査報告
 - 計算書類に係る会計監査報告
 - 監査役会の監査報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

アイサンテクノロジー株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

主要な営業所（2025年3月31日現在）

①当社

本社 名古屋市中区錦三丁目7番14号 ATビル
営業所 北日本営業所（仙台市） 上尾サテライトオフィス（上尾市）
関信越営業所（さいたま市） 首都圏営業所（横浜市）
G空間サテライトセンター R & D ベース（名古屋市）
（塩尻市）
アイサンモビリティセンター 東海営業所（名古屋市）
（名古屋市）
関西営業所（西宮市） 中四国営業所（広島市）
九州営業所（福岡市）

②子会社

株式会社スリード 本社：名古屋市中区錦三丁目7番14号 ATビル
株式会社三和 本社：川崎市多摩区菅一丁目13番14号
A-Drive株式会社 本社：横浜市港北区新横浜三丁目2番地3
EPIC TOWER SHIN YOKOHAMA 2階A区画
有限会社秋測 本社：秋田県秋田市新屋朝日町1番12号

主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

（単位：千円）

借入先	借入金残高
株式会社北都銀行	51,000

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社役員 の 状況

社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者または社外役員等としての重要な兼職の状況及び当該法人等と当社との関係

取締役久野誠一氏は久野誠一公認会計士事務所所長を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役梅田靖氏はUME合同会社の代表執行役員及びSky株式会社のアドバイザーを兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には特別の関係はありません。なお、2025年3月31日をもってUME合同会社の代表執行役員、およびSky株式会社のアドバイザーを退任しております。

監査役中垣堅吾氏は中垣公認会計士事務所所長を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役山田麻登氏は弁護士法人あゆの風法律事務所の社員弁護士を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 久野 誠 一	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。 主に監査法人パートナー・公認会計士としての経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、諮問委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しており、リスク対策委員会の委員として当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、事業活動におけるリスク対策やコンプライアンス体制について監督機能を担っております。

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 梅田 靖	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に大手IT会社での豊富な経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っており、リスク対策委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、事業活動におけるリスク対策やコンプライアンス体制について監督機能を主導しております。</p>
監査役 中垣 堅 吾	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士・税理士として税務・会計等の見地から、取締役会・監査役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
監査役 山田 麻 登	<p>2024年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士として法令や定款の遵守に係る見地から、取締役会・監査役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社及び子会社の役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では被保険者である役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。ただし法令違反のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

【ご参考】社外役員の独立性判断基準

当社は、当社における社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）の独立性に関する判断基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者を含む）がいずれの項目にも該当しない場合に十分な独立性を有しているものとみなす。

なお、社外役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

1. 当社および子会社等（以下、「当社グループ」という）の業務執行者※1
2. 当社の主要な株主※2 またはその業務執行者
3. 当社グループが主要な株主※3 となっている者の業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先※4 の業務執行者
5. 当社グループの主要な借入先※5 の業務執行者
6. 当社グループから一定額を超える寄付を受けている者※6
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
8. 当社グループから役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等※7
9. 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合において、当該他の会社の業務執行者
10. 過去3年間において、上記1から9までのいずれかに該当していた者
11. 上記1から10までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族若しくは同居の親族
12. 上記各項のほか、当社と利益相反が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

- ※1. 業務執行者とは、直近10年間において法人等の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに類する役職者および使用人等の業務を執行していた者をいう。
- ※2. 主要な株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
- ※3. 当社グループの主要な株主とは、当社グループにおける持株比率が10%以上の者をいう。
- ※4. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度において、当社グループからの支払額が当該取引先の連結売上高の2%を超える取引先（主に仕入先）、または、当社グループへの支払額が当社グループの連結売上高の2%を超える取引先（主に販売先）をいう。
- ※5. 当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社グループの当該借入先からの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。
- ※6. 当社グループから一定額を超える寄付を受けている者とは、直近3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者をいう。
- ※7. 当社グループから役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等とは、直近事業年度において、役員報酬以外に1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている者をいう。

会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制の基本方針

<社是>

知恵 それは無限の資産

実行 知恵は実行して実を結ぶ

貢献 実を結んで社会に貢献

<経営理念>

知恵で地理空間情報のイノベーションを実行し社会資本の豊かな発展に貢献する

当社及び当社グループ各社は、この社是ならびに経営理念のもと、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、時代の変化に応じた適切な内部統制システムを整備すべく努めてまいります。

(2) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社及び当社グループ各社は、企業が発展的存続をするためには、コンプライアンスの徹底が必要であるとした認識から、全ての取締役及び従業員が高い倫理観に基づいて行動し、社会から信頼され、貢献する経営体制の確立に努めます。
- ②その取り組みは、リスク対策委員会を設置するとともに、コンプライアンスにおける具体的な行動指針である「コンプライアンス行動指針」を定め、それらの啓蒙並びに推進に向けた教育を実施し、公正であり透明性の高い組織を目指します。
- ③また、コンプライアンスに関する相談または不正行為等の通報のため当社顧問社会保険労務士へのホットラインを開設、その通報者の保護を図る内部通報制度を運用します。
- ④社内業務における監査体制の強化を目的とし当社社長直轄組織として「内部監査室」を設置し、各業務が定められた各社社内規程に従って適正かつ合理的に行われているかを定期的に監査し、その結果は同室より各社社長へ報告、指摘を受けた事項の速やかな改善及び指示を行います。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等からその職務の執行に係る情報の当社への報告に関する体制

- ①当社及び当社グループ各社は、取締役会または重要な会議の意思決定における記録及び取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、文書管理規程に基づいて定められた期間保存及び管理し、取締役は、必要に応じて、これら文書等を閲覧できるものとします。
- ②当社は、子会社の取締役等にその職務の執行に係る重要な情報を当社に定期的に報告することを義務付け、その基準を明示するとともに体制を整備します。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社及び当社グループ各社は、様々な損失の危険に対して、損失の危険を最小限にする組織的な対応を行います。具体的には、当社及び当社グループ各社の事業展開において想定される危機に対応した「危機管理レベル」を設定し、そのレベルに従った対応のフローチャートを定めております。
- ②損失の危険発生時には当該レベルに従ったフローチャートの対応を迅速に進め、その進捗及び結果は速やかに各社社長まで報告し、最善の対応策を実施します。
- ③当社及び当社グループ各社の事業の特色として、社会基盤整備における重要な位置情報の生成・管理を担うソフトウェアを取り扱うことから、その品質強化に努めた体制を整備します。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社及び当社グループ各社は、変化の激しい時代に対応する経営を確保するための体制として、取締役会を原則月1回定期的に開催します。また、必要に応じて適宜開催とし、当社及び当社グループ各社の経営戦略に係る重要事項については、毎週開催する経営会議において議論を進め、その審議の結果を経て意思決定を行います。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及び執行の手続について定めております。

(6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は当社グループ全体の適正且つ効率的な経営のため、各子会社に対し内部監査室から定期的な監査を実施いたします。コンプライアンス並びに業務執行における課題を把握し、その報告を受け適切な改善を図ります。
- ②当社子会社の重要事項の決定情報の共有化を図ります。また、子会社の業績・財務状況、その他重要事項の決定については、当社の取締役会等の所定の機関に対し、定期的に報告を行うことを義務付けます。

(7) 監査役職務を補助する従業員について

- ①現在、当社及び当社グループ各社は監査役を補助する従業員は配置しておりませんが、監査役から要請を受けた場合には監査役との協議により配置します。
- ②また、当該従業員の任命・異動等における人事権に係る決定には、監査役会の同意を得て決定し、取締役からの独立性を確保します。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員は、法定事項に加え、当社及び当社グループ各社の業務または業績に与える重要な事項について、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査役が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項に関して、監査役に速やかに報告するとともに監査役は必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができます。
- ②また、監査役会は社長・内部監査室・会計監査人とそれぞれ定期的及び必要に応じて意見交換を行います。
- ③監査役に報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを当社または当社グループ各社において受けないことを確保するための制度について、整備しております。

(9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行上必要と認める費用について、前払いまたは償還等の請求をした際には、社内規程に基づき、監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除いて、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社及び当社グループ各社では、社長と監査役において、監査における意見交換・協議は、取締役会にて定例的に実施します。
- ②また、内部監査規程に基づき監査を実施する内部監査室との意見交換・協議も適宜実施しており、その連携の強化に努めます。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び整備状況

- ①当社及び当社グループ各社は、「コンプライアンス行動指針」において「反社会的勢力との関係断絶」を定め、その勢力に対して毅然とした態度で対応し、反社会的行為に加担しないことを基本方針としております。
- ②上記の方針を定めた「コンプライアンス行動指針」は、社員に常時閲覧可能な状態とし、周知徹底を図っております。また、経営管理本部を対応部署として管轄警察署と綿密に連携し、問題発生時には顧問弁護士及び管轄警察署に相談し適切な対応が取れる体制を整備しております。
- ③上記方針に従い、当社及び当社グループ各社は、「反社会的勢力対応規程」にてその具体的な取り組みを定め、役員及び社員等に常時閲覧可能な状態とし、周知徹底を図っております。

(12) 業務の体制を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス

当社及び当社グループ各社は「コンプライアンス行動指針」を定め、従業員に常時閲覧可能な状態とし、周知徹底を図っております。また問題の早期発見・未然防止を図るため、内部統制システムの中で匿名性が担保されたホットラインを設置し運営しております。

②取締役の職務執行

取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度において取締役会は18回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な議論がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

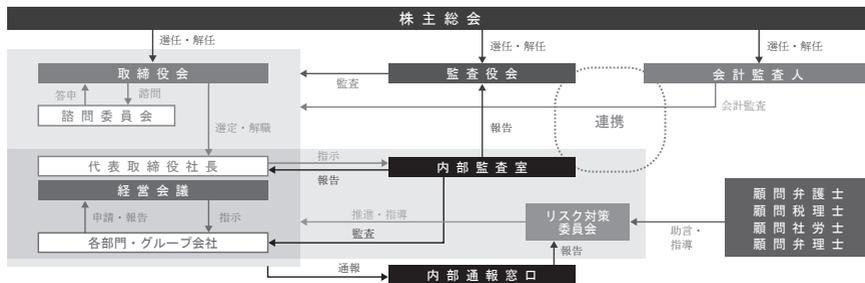
③監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。当事業年度において監査役会は14回開催しており、また取締役会に出席し、経営の適法性、適正性、コンプライアンス等に関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言が行われました。

④反社会的勢力排除に向けた取り組み状況

当社及び当社グループ各社は、「コンプライアンス行動指針」において「反社会的勢力との関係断絶」を定めその勢力に対して毅然とした態度で対応し、反社会的行為に加担しないことを基本方針としております。新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除の条項の記載を必須としている

ほか、継続的に取引を行う企業に関しては、定期的に反社会的勢力でないか、精査を行うとともに外部機関との情報交換を継続的に実施しております。



連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,922,515	2,312,639	2,142,215	△181,309	6,196,061
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△108,911		△108,911
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			286,207		286,207
自 己 株 式 の 取 得				△299,859	△299,859
自 己 株 式 の 処 分		△3,999		20,126	16,126
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△3,999	177,296	△279,733	△106,437
当 期 末 残 高	1,922,515	2,308,639	2,319,512	△461,042	6,089,623

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	5,524	5,524	108,969	6,310,555
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△108,911
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				286,207
自 己 株 式 の 取 得				△299,859
自 己 株 式 の 処 分				16,126
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	128,996	128,996	16,201	145,197
連結会計年度中の変動額合計	128,996	128,996	16,201	38,760
当 期 末 残 高	134,520	134,520	125,171	6,349,315

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社スリード
株式会社三和
A-Drive株式会社
有限会社秋測

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・ 商品、製品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

- ・ 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～43年
車両運搬具	2～6年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・市場販売目的のソフトウェア 残存見込販売有効期間（3年）に基づく定額法を採用しております。
- ・自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. 自社ソフトウェア販売及び関連サービス

自社ソフトウェアは、主に測量土木関連ソフトウェア等であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該販売は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

なお、自社ソフトウェアのうち、オンライン認証を実施しているものについては、顧客において使用可能となった時点で収益を認識しております。

また、保守サポートサービスに係る収益は、顧客との保守契約に基づき保守サポートサービスを提供する履行義務を負っております。当該保守サポートサービスは、保守期間にわたって履行義務を充足すると判断し、保守期間にわたり収益を認識しております。

履行義務への配分額の算定に関し、保守サポートサービスについて、自社ソフトウェアの最新版を提供する「メジャーバージョンアップ」等を別個の履行義務として識別し、独立販売価格の比率に基づいて、取引価格をそれぞれの履行義務に配分しております。

ロ. 計測機器販売及び関連サービス

主に測量機器の仕入販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該販売は、顧客との契約に基づき商品の納品時点で商品の支配が顧客に移転すると判断しておりますが、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転され

る時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、保守サポートサービスに係る収益は、顧客との保守契約に基づき保守サポートサービスを提供する履行義務を負っております。当該保守サポートサービスは、保守期間にわたって履行義務を充足すると判断し、保守期間にわたり収益を認識しております。

ハ. 各種請負業務及び関連サービス

各種請負契約に係る収益は、顧客との請負契約等に基づき顧客仕様の成果物を引き渡す履行義務を負っております。そのため、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引と判断し、短期もしくは少額の契約を除き、履行義務の充足の進捗率に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積の方法は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(請負契約に係る収益認識)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 契約資産 285,341千円
売上高 309,691千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

請負契約に係る収益認識にあたっては、短期もしくは少額の契約を除き、見積総原価に対する実際発生原価の割合により算出した進捗率に基づき、収益を認識しております。そのため、総原価の見積りが重要となります。

総原価は、作業に必要となる人員や作業完了までの工程等を基にした社内工数原価と外注費により見積っておりますが、天候や現場状況の変化等の様々な要因により、見積りの前提条件に大きく変更が生じることがあります。その結果、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(投資有価証券（非上場株式）の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 217,136千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券（非上場株式）については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行っております。実質価額が著しく低下した場合の回復可能性については、発行会社の財政状態を定期的にモニタリングすることに加え、主要な仮定として発行会社における将来の事業計画の達成可能性や資金調達の実行可能性等を十分に検討したうえで、当該株式の評価を行っております。

上記仮定は不確実性を伴うものであり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額にも重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 684,356千円

4. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益の額 6,209,430千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	5,548千株	-千株	-千株	5,548千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	108,911	20	2024年3月31日	2024年6月26日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
2025年6月24日開催の第55期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	131,713千円
・1株当たり配当額	25円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月25日

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

(4) 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普 通 株 式	103千株	188千株	11千株	280千株

(変動事由の概要)

増減の内訳は、次の通りであります。

- ・会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得による増加 188千株
- ・譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 11千株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入及び増資）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、外貨建取引に係る将来の為替変動リスクを回避するための為替予約取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上関係する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。またファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに主な取引先の信用状況を1年毎に把握する体制であります。

- ・市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、上場株式は四半期毎に時価の把握を行い、非上場株式については発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき、経営管理本部にて毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（「(注) 市場価格のない株式等」を参照ください。）

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券	601,740	601,740	—
資産計	601,740	601,740	—
リース債務 (1年内返済予定を含む)	240,879	239,872	△1,007
負債計	240,879	239,872	△1,007

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	217,136

これらについては「投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同日の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	601,740	—	—	601,740
資産計	601,740	—	—	601,740

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務 (1年内返済予定を含む)	－	239,872	－	239,872
負債計	－	239,872	－	239,872

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) リース債務

リース債務は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、愛知県において、オフィスビル（土地を含む）を所有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,906千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
65,166	△1,206	63,960	108,727

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、路線価等の指標を用いて合理的に算定した金額であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	公共セグメント	モビリティ・DX セグメント	計		
売上高					
自社ソフトウェア 販売及び関連サー ビス	1,350,940	30,636	1,381,577	-	1,381,577
計測機器販売 及び関連サービス	926,661	704,031	1,630,693	-	1,630,693
各種請負業務 及び関連サービス	180,285	2,864,975	3,045,261	-	3,045,261
その他	99,398	52,500	151,898	-	151,898
顧客との契約から 生じる収益	2,557,286	3,652,144	6,209,430	-	6,209,430
その他の収益	-	-	-	11,194	11,194
外部顧客への 売上高	2,557,286	3,652,144	6,209,430	11,194	6,220,625

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

契約及び履行義務、履行義務への配分額の算定、並びに履行義務の充足時点に関する情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

また、取引の対価は履行義務を充足してから、1年以内に受領しており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債はそれぞれ区分して表示しているため、残高の記載は省略しております。なお、契約負債は「前受金」として表示しております。

契約資産は、主に各種請負業務及び関連サービスに関する履行義務に係る当社グループの対価に関する権利であり、当該権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

また、契約負債は、主に自社ソフトウェア販売及び関連サービスに関して履行義務の充足の前に受領した前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い、取り崩されます。

当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は435,533千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	1,181円38銭
(2) 1株当たり当期純利益	53円07銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	5,641,651	流動負債	1,660,733
現金及び預金	3,788,786	買掛金	546,954
受取手形	136,446	リース債務	39,192
売掛金	983,824	未払金	100,748
契約資産	315,274	未払費用	52,208
商品及び製品	131,955	前受金	519,394
仕掛品	17	賞与引当金	168,849
前払費用	163,344	その他	233,386
その他	122,001	固定負債	348,471
固定資産	2,345,173	リース債務	93,557
有形固定資産	657,817	退職給付引当金	234,437
建物	154,963	その他	20,476
工具器具備品	9,369	負債合計	2,009,205
車両運搬具	34,338	純資産の部	
リース資産	117,355	株主資本	5,843,099
土地	341,789	資本金	1,922,515
無形固定資産	283,128	資本剰余金	2,297,597
ソフトウェア製品	216,419	資本準備金	1,960,165
ソフトウェア	64,153	その他資本剰余金	337,432
その他	2,555	利益剰余金	2,084,029
投資その他の資産	1,404,228	利益準備金	25,200
投資有価証券	818,876	その他利益剰余金	2,058,829
関係会社株式	401,490	繰越利益剰余金	2,058,829
差入保証金	47,331	自己株式	△461,042
繰延税金資産	91,338	評価・換算差額等	134,520
その他	45,190	その他有価証券評価差額金	134,520
資産合計	7,986,825	純資産合計	5,977,619
		負債純資産合計	7,986,825

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		5,618,233
売上原価		3,599,407
売上総利益		2,018,826
販売費及び一般管理費		1,674,004
営業利益		344,821
営業外収益		
受取利息	4,102	
受取配当金	1,354	
その他	2,152	7,609
営業外費用		
支払利息	3,372	
その他	4,465	7,837
経常利益		344,592
特別損失		
固定資産除売却損	768	768
税引前当期純利益		343,824
法人税、住民税及び事業税	139,940	
法人税等調整額	△24,889	115,051
当期純利益		228,773

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
当 期 首 残 高	1,922,515	1,960,165	341,431	2,301,597
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△3,999	△3,999
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	△3,999	△3,999
当 期 末 残 高	1,922,515	1,960,165	337,432	2,297,597

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他利益 剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	25,200	1,938,967	1,964,167	△181,309	6,006,970
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△108,911	△108,911		△108,911
当期純利益		228,773	228,773		228,773
自己株式の取得				△299,859	△299,859
自己株式の処分				20,126	16,126
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	119,862	119,862	△279,733	△163,871
当 期 末 残 高	25,200	2,058,829	2,084,029	△461,042	5,843,099

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	5,524	5,524	6,012,495
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△108,911
当 期 純 利 益			228,773
自 己 株 式 の 取 得			△299,859
自 己 株 式 の 処 分			16,126
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	128,996	128,996	128,996
事業年度中の変動額合計	128,996	128,996	△34,875
当 期 末 残 高	134,520	134,520	5,977,619

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品、製品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・ 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～43年

工具器具備品 3～10年

車両運搬具 2～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 市場販売目的のソフトウェア 残存見込販売有効期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

・ 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・ その他の無形固定資産 定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

イ. 自社ソフトウェア販売及び関連サービス

自社ソフトウェアは、主に測量土木関連ソフトウェア等であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該販売は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

なお、自社ソフトウェアのうち、オンライン認証を実施しているものについては、顧客において使用可能となった時点で収益を認識しております。

また、保守サポートサービスに係る収益は、顧客との保守契約に基づき保守サポートサービスを提供する履行義務を負っております。当該保守サポートサービスは、保守期間にわたって履行義務を充足すると判断し、保守期間にわたり収益を認識しております。

履行義務への配分額の算定に関し、保守サポートサービスについて、自社ソフトウェアの最新版を提供する「メジャーバージョンアップ」等を別個の履行義務として識別し、独立販売価格の比率に基づいて、取引価格をそれぞれの履行義務に配分しております。

ロ. 計測機器販売及び関連サービス

主に測量機器の仕入販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該販売は、顧客との契約に基づき商品の納品時点で商品の支配が顧客に移転すると判断しておりますが、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、保守サポートサービスに係る収益は、顧客との保守契約に基づき保守サポートサービスを提供する履行義務を負っております。当該保守サポートサービスは、保守期間にわたって履行義務を充足すると判断し、保守期間にわたり収益を認識しております。

ハ. 各種請負業務及び関連サービス

各種請負契約に係る収益は、顧客との請負契約等に基づき顧客仕様の成果物を引き渡す履行義務を負っております。そのため、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引と判断し、短期もしくは少額の契約を除き、履行義務の充足の進捗率に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積の方法は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(請負契約に係る収益認識)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 契約資産 315,274千円
売上高 308,543千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(投資有価証券（非上場株式）の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 217,136千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 収益認識に関する注記

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	494,893千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	152,355千円
長期金銭債権	30,000千円
短期金銭債務	18,065千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高

売上高 959,996千円

売上原価 158,280千円

その他の営業取引高

受取出向料 30,870千円

その他 66,080千円

営業取引以外の取引高 2,543千円

(2) 研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費 78,211千円

(3) 顧客との契約から生じる収益の額

5,606,709千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	103千株	188千株	11千株	280千株

(変動事由の概要)

増減の内訳は、次の通りであります。

- ・会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得による増加 188千株
- ・譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 11千株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税、未払費用、退職給付引当金などであり、繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の 名称	関係内容		議決権等 の所有 割合	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		役員の 兼任等	事業上 の関係					
子会社	株式会社 三和	当社役員 2名	資金の 貸付	100%	資金の貸付 資金の回収 (注) 1	100,000 95,000	短期貸付金 長期貸付金	115,000 30,000
	A-Drive 株式会社	当社役員 3名	役務の 提供等	60%	資金の貸付 資金の回収 (注) 1	700,000 700,000	短期貸付金	～
					売上高 (注) 2	674,025	売掛金	17,556

(注) 1. 貸付金の利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 取引条件については、A-Drive株式会社と協議のうえ、市場情勢を勘案して決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,134円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 42円42銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

アイサンテクノロジー株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員	公認会計士	北 川 裕 和
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	川 合 利 弥
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイサンテクノロジー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイサンテクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

アイサンテクノロジー株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員	公 認 会 計 士	北 川 裕 和
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公 認 会 計 士	川 合 利 弥
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイサンテクノロジー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を合わせた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

アイサンテクノロジー株式会社 監査役会

監査役（常勤） 野 呂 充 (印)
社 外 監 査 役 中 垣 堅 吾 (印)
社 外 監 査 役 山 田 麻 登 (印)

以 上